



東大阪水経企第 530 号  
令和 8 年 8 月 4 日

東大阪市上下水道事業経営審議会  
会長 笠原 伸介 様

東大阪市上下水道事業管理者 江原 竜二



### 諮 問 書

下記事項について、東大阪市上下水道事業経営審議会規程第 2 条第 1 項の規定に基づき諮問いたしますので、ご審議のうえご答申いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

水道料金の改定について

#### 2. 諮問の趣旨

東大阪市水道事業では、令和 6 年 8 月に水道料金の改定について貴審議会に諮問し、ご審議いただきました。

令和 6 年 11 月に頂戴いたしました答申では、令和 7 年 10 月に平均約 28% の料金改定の実施が妥当とされましたが、水道は生活や経済活動の基盤として必要不可欠なものであり、料金改定による利用者への影響をできるだけ緩和するため、令和 7 年 10 月に平均約 19%、令和 10 年 4 月に平均約 8%、2 回の改定で平均約 28% とする段階的な料金改定とする可とする付帯意見をあわせて示していただきました。

本答申に基づき、令和 7 年 10 月及び令和 10 年 4 月の二段階に分けて料金改定を実施する条例改正案を市議会へ提案いたしました。市議会における審議の結果、令和 7 年 10 月の約 19% の改定については水道事業の財政状況や耐震化推進の必要性から緊急性が認められ可決されましたが、令和 10 年 4 月の約 8% の改定については、今後の国庫補助金の確保や経営努力を踏まえて改めて算定すべきとの判断が示されました。

このような状況の中、本市水道事業が健全な経営を持続していくため、令和 10 年 4 月の平均約 8% の改定の検証を含む水道料金の改定について改めてご審議いただきたく諮問いたします。

以上